

業務委託仕様書

1 業務の名称

旧優生保護法一時金制度及び相談窓口広報・啓発業務

2 業務の目的

旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者に対する一時金の支給等に関する法律（平成31年法律14号。以下「法」という。）の規定に基づく一時金支給制度（以下「一時金制度」という。）及び一時金制度開始時に本県が設けた旧優生保護法一時金受付・相談窓口（以下「相談窓口」という。）について、当事者の方々が抱えている様々な事情や気持ちに最大限の配慮を行いつつ、効果的な広報及び啓発を行うことで、当事者やその関係者に一時金制度等の情報を届けるとともに、相談窓口への相談及び一時金の請求につなげ、もって、法が制定された目的の実現を図るものである。

3 業務の実施期間

契約を締結した日から令和6年3月31日まで

4 広報内容

- (1) 一時金制度の概要（対象者、一時金の額等）
 - (2) 相談窓口について（電話番号、対応する時間帯等）
- ※ 詳細は別紙（旧優生保護法一時金リーフレット）を参照。

5 啓発趣旨

- (1) 法の趣旨及び一時金制度の内容への理解
- (2) 当事者又は関係者の相談・一時金請求への動機付け

（参考）法前文

- 昭和23年制定の旧優生保護法に基づき、あるいは旧優生保護法の存在を背景として、多くの方々が、特定の疾病や障害を有すること等を理由に、平成8年に旧優生保護法に定められていた優生手術に関する規定が削除されるまでの間において生殖を不能にする手術又は放射線の照射を受けることを強いられ、心身に多大な苦痛を受けてきた。このことに対して、我々は、それぞれの立場において、真摯に反省し、心から深くおわびする。今後、これらの方々の名誉と尊厳が重んぜられるとともに、このような事態を二度と繰り返すことのないよう、全ての国民が疾病や障害の有無によって分け隔てられることなく相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向けて、努力を尽くす決意を新たにしているものである。ここに、国がこの問題に誠実に対応していく立場にあることを深く自覚し、この法律を制定する。

6 業務の内容

前記5に掲げる啓発趣旨を踏まえ、次の業務を行うこと。

(1) 一時金制度及び相談窓口の広報

- ・ 前記4に掲げる広報内容について、一時金制度の対象者の年齢等も踏まえ、複数のメディア（広報媒体）※を組み合わせた広報を行うこと。
※ ここでいうメディア（広報媒体）とは、次のようなものをいうこと。

- 印刷媒体・・・新聞、フリーペーパー、情報誌
- 電波媒体・・・テレビ、ラジオ
- インターネット媒体・・・Webサイト、SNS、動画配信
- 交通広告媒体・・・バス広告など

- ・ 各々の広報を行うにあたっては、宮崎県ホームページにおける次のページのURLやQRコード、キーワード検索の表示など、当該ページへの誘因を図る取組を行うこと。

【宮崎県ホームページ】

- 旧優生保護法一時金受付・相談窓口及び専用ダイヤル

<https://www.pref.miyazaki.lg.jp/kenkozoshin/kenko/hoken/20190416095301.html>

(2) 啓発用チラシの製作

- ・ 法の趣旨及び一時金制度の内容を理解し、相談窓口への相談や一時金の請求につながることを目的とした啓発用チラシを次により製作すること。

ア デザイン及びキャッチコピー

当事者の方々が抱えている様々な事情や気持ちに対する最大限の配慮を踏まえたものとする。

イ サイズ・規格

A4フルカラー片面 マット紙90kg

ウ 枚数

2,000枚以上

合わせて、チラシ原稿に係る以下の電子データを納入すること。

- 「Adobe Illustrator」又は「Adobe InDesign」で編集可能なデータ
- 画像データ（JPEG又はPNG）

エ 納入期限

令和6年3月27日（水曜）とする。

7 その他

- (1) 業務の遂行に当たっては、本仕様書のほか、関係法令を遵守すること。
- (2) 委託業務の全部又は一部を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。
ただし、あらかじめ宮崎県の承諾を得た場合は、この限りでない。
- (3) 業務の遂行に関し、必要な能力と経験を有する業務責任者を定めること。また、業務の実施体制を明らかにすること。
- (4) 本業務による成果品の著作権（著作権法（昭和45年法律第48号）第21条から第28条までに規定する権利をいう。）は宮崎県に帰属するものとする。
- (5) 本仕様書に明示のない事項、又は業務上疑義が発生した場合は、両者協議により業務を進めるものとする。